

特別職職員報酬等審議会（国立市消防団の報酬額等の改定について）

日 時：令和 7 年 1 月 28 日 19:00～20:20

場 所：国立市役所 北庁舎 1 階 第 7 会議室

出席者：只野会長、池田委員、漆沢委員、大西委員、喜連委員、佐伯委員、田代委員、
野中委員、望月委員

市 側：濱崎市長、藤崎行政管理部長、黒澤防災安全担当部長、関防災安全課長、
中道職員課長、日下給与厚生係長

作成者：事務局

【藤崎行政管理部長】

皆さんこんばんは、行政管理部長の藤崎と申します。

本日は会議の出席、誠にありがとうございます。

またこの報酬等審議会の委員につきましても、お引き受け頂きまして重ねて御礼申し上げます。

今日は新しい体制になってから初めての会議という形になります。議事進行は会長職がまだ決まっておりませんので、会長選任までの間、職員課長の中道が進行させていただきますので、ご了承のほど、何卒よろしくお願い致します。

それでは、よろしくお願い致します。

【中道職員課長】

皆様改めましてこんばんは、職員課長の中道と申します。

年始のご多忙のところ、ご参加を頂きありがとうございます。

会長が互選までの間は私の方で進行をさせていただきます。

恐れ入りますが着座にて進めさせていただきますので、ご了承ください。

まず始めに会長の互選でございます。

会長は、特別職職員報酬等審議会条例第 5 条第 1 項の定めにより、委員の皆様の互選により定めることになってございます。

互選の方法として、自薦及び他薦の方法がございます。皆様から自薦または他薦はございますでしょうか。

【喜連委員】

学識経験者の立場でもあり、また経験の豊かな只野委員を推薦致したいと思いますが、いかがでございましょうか。

【出席委員全員】

異議なし。

【中道職員課長】

ありがとうございます。皆様からの賛同もございましたので、会長職は只野委員にお願いしたいと存じます。只野委員、何卒よろしくお願い致します。

続きまして市長の濱崎よりご挨拶をさせていただきます。

【濱崎市長】

皆さんこんばんは、国立市長の濱崎真也です。ご出席の皆様におかれましては、平素より市政運営にご配慮を賜り、この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、特別職の報酬等審議会は、市の特別職職員の報酬に関しまして、様々な角度から、その公益性、公平性を審議頂く重要な機関でございます。このあと消防団の報酬等に関して、諮問をさせていただきますが、是非、市民の視点から忌憚のないご意見を頂戴できれば幸いです。

最後まで何卒よろしくお願い致します。

【中道職員課長】

ありがとうございます。それでは続きまして諮問に移ります。

諮問書を濱崎市長より只野会長にお渡しをさせていただきますので、市長はご移動ください。

【濱崎市長】

それでは消防団の報酬額等につきまして諮問をさせていただきます。

諮問、消防団員の報酬額等の改定について。

国立市は、「365日24時間安心、安全なまちづくり」を掲げ、国立市民のいのちを守るため、行政として取り組んでおり、消防団もその一役を担っております。

消防団の活動は、実際に火事が起きた際の消火活動だけではなく、日常における防火・防災活動、市民の防災意識や知識向上のための防災教育等、多岐にわたり市民のために活動しております。また、消防団員の多くは生業を持っているものの、有事の際は、昼夜を問わず市民のいのちを守るために活動し、近年の大地震、台風、集中豪雨等による災害発生時において、消防団が活躍していることから分かるように、その役割と責任は日に日に増してきております。

しかしながら、全国的に消防団員のなり手不足は深刻であり、国立市においても、年度途中での退団者や入団者が毎年のように発生しております。そのため、現在年額となっている報酬額

を、月額基準に改定し、途中入団者、途中退団者に不利益が生じないようにしたいと考えております。また、消防団員の出勤手当について、現在は大規模災害を含む全ての災害出勤について、1回あたり2,900円としておりますが、他市では、長時間の出勤を要する大規模災害（大地震、洪水等の浸水被害等）に対して、1日につき8,000円程度の手当を支給しております。そのため、他市との比較の観点及びその役割と責任の重大さからも、同規模に手当を支給する必要があると考えております。

つきましては、消防団員の報酬額等を別紙のとおりとし、令和7年4月1日より適用したいので、貴会のご意見を求めます。令和7年1月28日 国立市長 濱崎真也。
以上、よろしくお願い致します。

～市長より只野会長へ諮問書の手渡し～

【中道職員課長】

ありがとうございました。

今後は、この諮問内容につきまして皆様よりご審議を頂くことになってございます。

なお市長ですが、公務のためここで退席をさせていただきますので、何卒ご了承頂きますようお願い致します。

～市長退席～

【中道職員課長】

それでは次に、委員の皆様より自己紹介を頂きたいと存じます。

恐れ入りますが只野会長からお願いできますでしょうか。

【只野会長】

わかりました。

先ほど会長にご指名を頂きました只野です。よろしくお願い致します。

着席してお話しさせていただきます。

市内の一橋大学でずっと教員をしております、前期に引き続き会長をさせていただきます。先ほど市長からもございましたが、特別職の報酬というのは、なかなか答えが決まっているものではございませんので、是非、皆さんから忌憚のないご意見が頂戴できればと思います。よろしくお願い致します。

【池田委員】

池田と申します。国立市商工会からの推薦でまいりました。よろしくお願い致します。

【大西委員】

市民委員の大西純一と申します。どうぞよろしくお願い致します。

【喜連委員】

社会福祉協議会の喜連と申します。よろしくお願い致します。

【望月委員】

今回から市民委員となりました望月と申します。どうぞよろしくお願い致します。

【佐伯委員】

東京みどり農協からの推薦でまいりました佐伯でございます。よろしくお願い致します。

【漆沢委員】

新しく市民委員となりました漆沢と申します。どうぞよろしくお願い致します。

【野中委員】

青少年育成地区委員会で一小地区の委員長をしております野中といいます。

どうぞよろしくお願い致します。

【田代委員】

環境浄化協議会という団体からまいりました田代といいます。よろしくお願い致します。

【中道職員課長】

続きまして事務局及び出席説明員の紹介をさせていただきます。

【藤崎行政管理部長】

行政管理部長の藤崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

【黒澤防災安全担当部長】

防災安全担当部長の黒澤です。

よろしくお願い致します。

【関防災安全課長】

防災安全課長の関でございます。よろしくお願い致します。

【中道職員課長】

事務局の職員課長の中道と申します。よろしくお願い致します。

【日下給与厚生係長】

同じく事務局で、職員課給与厚生係長の日下でございます。どうぞよろしくお願い致します。

【中道職員課長】

それでは、自己紹介も済みましたので、これからの進行につきましては、只野会長にお願いします。会長よろしくお願い致します。

【只野会長】

はい、先ほど市長より諮問を頂いておりまして、その内容について審議してまいりたいと思います。諮問内容の審議に入ります前に、審議会条例第5条第3項になりますが、こちらの定めにより、会長に事故があったとき、或いは会長が欠けました場合に、会長の職務を代理して頂く委員を会長が指定すると、こういう規定がございます。

この規定に基づきまして、喜連委員を副会長に指名させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【出席委員全員】

異議なし。

【只野会長】

ありがとうございます。どうかよろしくお願い致します。

続きまして資料番号の1の「国立市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」をご覧ください。第6条に附属機関の運営について定められております。

本審議会もこの附属機関に該当するということになりますので、原則として、ホームページ上で委員名を公開する。会議につきましても傍聴を可能とする。それから議事録につきましても、発言した委員名を載せた上で作成しまして、ホームページ上に公開すると、こういうことにな

っております。

皆様にお伺いしますけれども、このような規定でもございますので、原則通りの運営ということとでよろしいでしょうか。

～全委員了解～

【只野会長】

どうもありがとうございます。

それでは皆様のご了解を得ましたので、原則通りの運営とさせて頂きたいと思います。

なお審議内容を全記録による議事録にする都合がございますので、録音させて頂くことになります。この点もご了解頂けましたらと思います。

それでは、次に本日の配布資料につきまして、事務局から補足説明がありましたら、お願いします。

【日下給与厚生係長】

それでは私の方で本日配布しました資料の確認をさせていただきます。まず、本日の審議会次第があり、そして右肩に資料No.1とあります「委員名簿」、同じくNo.2とあります「諮問」の写しでございます。他に事前にお送りしました、今回の諮問に係る資料が①～⑪までございます。以上となりますが、資料の不足等がありますでしょうか。

【只野会長】

それでは次に、本日初めての委員もいらっしゃるかと思いますので、本審議会の概要につきまして、事務局からご説明願えればと思います。

【日下給与厚生係長】

はい。では私の方からご説明致します。

国立市特別職報酬等審議会につきましては、報酬等審議会条例の第1条にありますように、市の特別職職員報酬等に関する市長の諮問に応じて、審議するために置かれてございます。本審議会の所掌事項としましては、第2条にあるように、議員等の非常勤特別職職員の報酬と、市長等の常勤特別職職員の給料の額についての審議であり、報酬等に関する条例案を市議会の方に提出する場合に、審議会が開催されます。

審議会委員につきましては、国立市区域内の公共的団体等の代表者、或いはその他住民の方から選ばれ、任期は2年となっておりますが、再任を妨げないものとなっております。

なお皆様の任期につきましては、先ほど委嘱状をお渡しさせて頂きましたが、令和8年7月31

日までとなっておりますので、よろしくお願い致します。

なお審議会につきましては会長が総理し、職務代理者として会長が委員より 1 名を指名します。

また開催にあたっては委員の過半数の出席があつて開催致します。

最後に第 7 条にありますように、本審議会の庶務につきましては、行政管理部職員課が担当しますので、今後審議会についてのご質問がございましたら私共までお願いします。

説明は以上となります。

【只野会長】

どうもありがとうございました。委員の皆さんからここまでで何かご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それではですね、先ほど当審議会に諮問がなされておりますので、こちらの内容につきまして審議に入ってまいりたいと思います。皆様よろしくお願い致します。

事務局の方から補足説明はございますか。

【関防災安全課長】

はい。それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

諮問内容については、先ほど市長が読み上げた通りですが、事前送付資料をもとにご説明させていただきます。まず資料①をご覧ください。

2 の改正にあたっての考え方というところですが、現行消防団の出動手当は、1 回につき 2,900 円を支給するとなっており、これは日にちや時間の指定はなく、夜間や早朝を含めいつ何時間でも同じ金額です。一方で、他市においては、消防庁長官の通知にあるように、災害時の出動については、1 日当たり 8,000 円を支給している市が多い現状です。また、消防庁の示した標準金額である 8,000 円よりは下ですが、町田市や稲城市でもそれに近い 7,000 円を規定しています。現状で規定がないのは、国立市を含めて、八王子市、府中市、国分寺市の 4 市となっています。そのため国立市においても他市にならい、大規模災害（1 日の出動時間が 7 時間 45 分以上になる災害）時には、1 日につき 8,000 円の出動手当を支給できる規定を新設したいと考えております。

次に、消防団員の報酬ですが、消防団は（１）であげた火災等への対応に対する出動手当と、（２）の消防団の身分を有する者に 1 年間の報酬として支払うことができる団員報酬の 2 つ体系があります。団員報酬は、現行は年額支給となっておりますが、近年、なりて不足もあり途中入団者やお仕事の関係で途中退職する人も増えてきました。年度内で途中入団者や途中退団者がでた場合には、報酬に端数が生じることとなり、事務処理上においても煩雑になっている

状況です。今回、月額を基準にした年額報酬に改正することで、途中入団や退団者にも対応できるようにしたいと考えております。改正文案につきましては、資料①のとおりでございます。

資料②につきましては、各階級における現状の報酬単価と新単価を比較したものです。改正後の単価は、先ほど説明させていたように、月額換算とし、端数を切り上げてあります。現行額に比べて 200 円から 600 円上がることとなります。

続いて資料③ですが、こちらは三多摩地域、26 市での出動手当の比較となります。

26 市中大半の市が、災害時に長時間出動した場合、消防庁基準の 8,000 円としています。また、町田市や稲城市も、基準以下ではありますが、7,000 円となっています。設定がない市は八王子 府中市 国分寺市 国立市の 4 市のみです。

資料④は団員報酬の各市の比較表です。市制施行順となっており、15 番目が国立市です。現状、各階級において、26 市平均を下回っている状況です。なお、平成 30 年度に報酬改定をしていますが、その時は三多摩各市の平均額となるよう改定しました。それ以降、改定は行われていません。

資料⑤は消防団の年間出動回数と、出動手当、報酬総額を表にしたものです。消防団員は、火災から訓練、警戒等、1 年を通じて様々活動していますが、1 回の出動につき、2,900 円の手当となっています。なお、表をご覧頂くと、令和 3 年が合計 296 回に対し、令和 5 年は 768 回と倍以上になっていますが、これは、コロナ禍において、消防団の訓練や警戒などが制限されたことによります。消防団の担当区域の警戒の他、地域のお祭り等もあり、そうした行事がコロナで中止されていたことも影響しています。

次に資料⑥ですが、消防団の令和 5 年度の年間活動内容です。

主なものをご紹介しますと、4 月には消防団全体の規律訓練があり、5 月には、国立以外で多摩川に隣接した立川市、昭島市の三市と立川消防署、昭島消防署の二署による合同の水防（水害の）訓練、9 月、10 月には総合防災訓練、北多摩地区の消防大会、そして 12 月には歳末の特別警戒、1 月には消防出初式もございます。その他、2 年ごとに消防技術を競い合う消防ポンプ車を使用した操法技術審査会や様々な訓練のほか、毎月定期的に担当区域内の警戒など幅広く活動しています。

資料⑦は 26 市の消防団の規模に関する表です。国立では、まず消防団本部があり、その下に

地域ごとに6つの分団があります。本団には女性団員7名も含まれています。団員の合計は定数が126名のところ122名となっています。

資料⑧は、消防団の条例です。第4条に消防団長は、消防団の推薦に基づき、市長が任命し、その他の団員は、団長が市長の承認を得て任命することとなっています。
任期は、第5条のとおり2年とし、再任もできるようになっています。

資料⑨は消防団の組織等に関する規則ですが、説明は割愛させていただきます。

資料⑩は消防団を含む国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例です。
消防団については、7頁の第3条第4項と第4条に、出動手当と報酬に関する規定があります。
最後に資料⑪は条例の改正案となっております。補足説明は以上でございます。

【只野会長】

はい、どうもありがとうございました。

沢山資料がございましたが、それではこれから審議の方に入りたいと思います。

質問やご意見がございましたら、ご自由にお出し頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

【大西委員】

それではよろしいでしょうか。今回大規模災害における手当を新設するということですが、この大規模災害の基準というのはあるのでしょうか。

【関課長】

はい、市内全域に被害が及ぶような、地震災害、あとは多摩川流域に被害が及ぶような洪水災害、内水災害が想定されています。主には、台風の直撃や接近による洪水ないし内水氾濫の災害です。

【只野会長】

よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

【田代委員】

すみません。提案の資料を見ると、国立では大規模災害で1日の出動時間が7時間45分以上で8,000円とありますが、他市を見ると大規模災害でなくても、何時間以上であれば支給するとなっている市もあります。この点は違うのでしょうか。

【関課長】

お答えします。他市では、全て時間で区切る市もありますが、対応はまちまちとなっています。国立市の場合は、災害対応が、私ども職員の1日の勤務時間である7時間45分を超える場合と考えています。

通常の火災などでは短い時間で終わるものもあるので、その場合は2,900円ということになります。ただ、通常の単価についても、他市に比べて低いという意見もありますので、その見直しについては、消防団本部の意見も聞きながら、今後適正な額を検討はしていきたいと考えています。

【田代委員】

そうすると大規模災害ではないけれど、基本は時間で分けるという考え方ですか。大規模災害でなくても、8時間以上拘束されたりとかそういうこともあるんじゃないですか。

【関課長】

そうですね。そこは大規模災害の考え方であろうかと思います。火災等でも、建物が全焼するような火災ですと、ひょっとすると1日を超える災害対応もあるかもしれませんので、その時は大規模災害の範疇に含めるという形で考えることになろうかと思います。

【田代委員】

その判断は市がするんですか。

【関課長】

そうですね。消防団の出動状況も踏まえて市が判断することになろうかと思います。

【田代委員】

あと資料の⑤で出動回数がでてますが、この中で今回のケースにあてはまるような、長時間にわたったものはあったのでしょうか。

【関課長】

この3年間に关していうと、ございませんでした。国立市は幸いなことに火災も大きいものはなく、令和元年の台風19号のときも1日を超えての出動はありませんでした。

【田代委員】

もう一つすみません。どんなときに消防団が出動するのかが、まだ分からないのですが、東日本大震災のとき、電車が止まってしまい、私は新宿から歩いて来たんですが、そのとき、第五商業が避難場所となって入れますとか、国立の地域でいろんな対策をしていたと思います。消防団はそういう対応もするんですか。

【関課長】

消防団の出動は主に火災の対応です。市内で火災が発生しますと、消防庁から各団員にメールが届きますので、それに基づいて、各分団の器具置き場に集合して、場合によっては消火活動、消火活動がない場合でも現場保持活動を行います。大規模災害の時についてですが、東日本大震災の時は、私の当時の記憶ですが、国立市内の災害はそこまで大きくはなかったので、その時は消防団の出動はなかったんですが、その後の計画停電のときは警戒のために従事したことを覚えています。

火災以外では洪水の時ですね、台風接近により洪水被害が想定される際は、それに合わせて市内のパトロールで出動することがあります。強風で街路樹の折れた枝の除去であるとか、そうした活動になります。

【黒澤部長】

3. 11の時の帰宅困難者の対応は、市の職員が行いました。

【只野会長】

よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

【漆沢委員】

災害出動の際、時給で計算していないのは理由があるのでしょうか。

【関課長】

消防団の活動自体は、皆生業を持ちながら、自分たちのまちは自分たちで守るというボランティア精神が基本理念となっています。そのため通常の職業のように時給換算ということはしていないところです。1日を超える場合8,000円というのも東京消防庁から示された基準であり、他市もそれに準じているという状況です。他市によっては、時間によって細かく規定しているところもありますが、消防団の活動自体がなかなか時間で換算できるものでもないので、時給計算はせず、2,900円という単価を設定しているところです。

【漆沢委員】

その分、年間の報酬を高くしているということはあるんですか。

【関課長】

あくまで生業を圧迫しない活動という前提なので、それに見合う報酬額になっております。

【佐伯委員】

他市では、8時間7時間、半日と区切っていますが、国立市は1日24時間で区切るんですか。

【関課長】

まず、基本的には、1回につき2,900円です。ただ、7時間45分を超えるものは8,000円を支給することとなります。立川市も日野市も同様の取扱いをしておりますが、基本は時間で見るということです。日を跨いだ時はどうするかについては、その時の状況に応じて消防団本部の意見も聞きながらということになります。

【只野会長】

よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

【大西委員】

時間的に、深夜であっても昼間であっても同じ額というのは気の毒というか、もう少し考えてあげてもいいのではないですか。

【関課長】

出勤手当については、いろいろな考え方があろうかと思います。資料にもあったように火災であっても、警戒であっても、火災の誤報であっても一律ということになっており、平成に入ってから改定がされていないので、消防団の方からも他市に比べて低いので上げて欲しいという要望はあります。これについては、消防団のもともとの理念に基づいて、適切な額について、近隣市の状況も見ながら、必要な時期に検討してまいりたいとは考えています。

【望月委員】

資料⑤の出勤回数と手当総額の関係を教えてください。

【関課長】

基本的には1回の出動で、何人の団員が出動したかで計算しています。例えば、令和3年度で見ますと、296回の出動で、延べ3,807人の団員が出ており、そこに報酬単価の2,900円をかけて11,040,300円という総額になっております。令和4年度は4,634人、令和5年度は6,022人で、そこに2,900円をかけた金額です。

【只野会長】

よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

【大西委員】

分団は6分団に分かれていますが、担当している地域ごとに出動しているんですか。

【関課長】

いえ、国立は市域も小さいので、火災の出動では、消防団本部と6つの分団が全て出動しています。あとは、分団ごとの警戒や、地域のイベントの警戒などは、分団が個別で出ている状況です。

【黒澤部長】

補足ですが、市境の火災につきましては、他市に出向することもありますし、逆に他市から応援が来ることもあります。

【只野会長】

団員の方によって出動回数は違いますよね。

【関課長】

はい。多い方で年間何回くらい出動しているのかは、すみません、今手元に資料がないのですが、火災の出動だけでなく様々な訓練もあり、例えば先ほど申し上げた操法審査会がある年は、週2回の訓練を行うこともあります。そうなると出動回数は増えることになります。また、消防団も、北多摩地区17市の連絡協議会や三多摩全体の組織にも属しているので、団長や副団長はそうした会議への出席も多いという状況です。

【只野会長】

120回くらいで延べ6千人となると、かなり多いですね。

【関課長】

そうですね、特に団長や副団長など、幹部の出動は多い状況です。

【只野会長】

ありがとうございました。他にはいかがでしょうか。

【漆沢委員】

この3年で、国立市だけではないと思いますが、若い担い手は増えてはいないんですね。若い人たちの考え方もよるでしょうけど。地域愛と善意で今後もやっていくのが消防団だとは思いますが、市として今後も消防団を維持していくためには 善意とはいえ、やはり団員の人たちが気持ちよく、活動できるように、仕組みを構築してあげるのが大切なのかなと思います。

【関課長】

ありがとうございます。資料⑦で各市の団員の定数と実情を載せてありますが、近隣でも定数を満たしている市はほとんどない状況です。これは全国的な課題であって、団員確保は深刻な状況です。市によっては機能別消防団というのもありまして、市内の大学の大学生を在学中に任命していたり、消防団のOBを任命していたりと、どこも地域の担い手の確保に苦慮しています。そういったところからも、今回は端数の部分の報酬の引き上げと大規模災害時の出動手当の新設について上げさせて頂いていますが、今後も厳しい財政状況ではありますが、少しでも活動に報いるための適切な額についてご意見も頂きながら検討してまいりたいと考えています。また、消防団の活動にとっては、ポンプ車（消防車）や活動が安全に行えるような備品の整備も大事なので、それに係る費用に関しても配慮してまいりたいと考えています。

【黒澤部長】

全国的なデータでは平成20年が88万人いた消防団員が、令和6年4月で74万人に減っているんで、年々減少傾向にあるということです。

【只野委員】

他にはいかがでしょうか。

【佐伯委員】

資料を見ると稲城市は定数を超えています、どうしてですか。

【関課長】

他市のことなので、詳しくは存じ上げませんが、稲城市は市独自で消防本部を持っています。

そのことも影響しているのかもしれませんが。

国立の場合は、東京消防庁に消防業務を委託していて、国立出張所と谷保出張所の2つがあり、立川消防署の管轄となっています。

【只野委員】

他にはいかがでしょうか。

【池田委員】

お金のことでお聞きしたいのですが、資料⑤にあるのは、出動手当と報酬の金額ですが、おそらく他にも消防団の活動には、いろいろと予算がかかるんですよね。先ほど消防車の話も出ていましたが、1台いくら位で耐用年数はどうなのでしょう。また、器具置き場の借地料などもあるんですよね。トータル予算で考えた場合、人件費を上げることもわかるんですが、他にも予算はかかると思うので、どれだけ全体に影響があるのでしょうか。

【関課長】

消防ポンプ車の買い替えは10年前後です。1台2,000万円かかります。

消防団活動の推進に係る予算としては、出動手当と報酬以外では、備品購入や器具置き場の修繕等も含めて令和5年度で約4,400万円でした。そのうち報酬が約1,200万円、手当が約1,700万円というのが実績です。

【只野会長】

ありがとうございます。大体皆さんからご意見を頂きましたが、他にはいかがでしょうか。

危険を伴う活動もあると思いますが、保険はあるんですか。

【関課長】

はい。消防団の公務災害に関しては規程がございますので、対応できるようになっています。

【只野会長】

その保険料も市の負担ですか。

【関課長】

はい。そのとおりです。

【只野会長】

他にはいかがでしょうか。

【喜連委員】

従来は回数で支払っていたのを、ここで7時間45分以上という時間で区切る形を新設するんですよね。例えば大規模震災などでは、長時間活動したあと、一旦自分の家が心配だから帰宅して、そのあとまた活動にもどるなど、いろんなケースが出てくるのではないのでしょうか。この辺の判断基準についても、予め決めておいた方がいいと思います。時間にしても誰が確認するのかというものがありますよね。細かすぎても良くないとは思いますが、実際には消防団との協議ということになるのでしょうか。

【関課長】

他市の事例も参考にしながら、活動の状況に応じた判断基準について検討してまいります。

【只野会長】

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。ご意見でも結構です。

【大西委員】

条例を読ませてもらいましたが、団長や副団長などは、どういった方になるんですか。何か基準はあるんですか。

【関課長】

基本的には、条例にあるとおり、市内に居住または勤務する18歳以上の人で、あとは消防団としての経験年数等を踏まえて任命されています。地域住民の方で、30代40代の団員が多いのが実情です。

【黒澤部長】

役職者については、消防団の中でも出動回数が多いですとか、あとは一つの組織なので、

リーダーシップなどもあるかと思います。そうしたところを上の人が見ており、団員から班長、班長からその上の役職にと少しずつ上がっていく形になっています。

【大西委員】

経験年数とかも関係するんですか。

【関課長】

そうですね、基本的には各分団の中で次の役職は誰にするかというのを決めています。

国立市は1期2年なのですが、昨年4月にちょうど期が変わりましたので、6つある分団の分団長も新しくなりました。

【大西委員】

年齢制限はあるんですか。

【関課長】

18歳以上ということで上限はありません。60歳を超えた方もいたかと思います。

【黒澤部長】

還暦を超えた方もいらっしゃいました。

【只野委員】

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。概ねよろしいでしょうか。

いろいろとご意見を頂きましたが、何となく方向性は見えてきたと思います。

ご負担が大きい中で適切な形でそこに報いる報酬を考えていく必要があるということと、一方で全体の予算はあろうかと思しますので、その中で諮問内容の妥当性を審議するということですね。それでは、本日は以上とさせて頂いて、次回、本日の内容を踏まえた答申の原案をもとに審議することにいたします。最後に事務局から連絡事項をお願いします。

【日下給与厚生係長】

皆様、本日は活発な議論を頂きありがとうございます。次回2月10日は本日と同じ北庁舎の第7会議室となります。答申案につきましては、只野会長と調整の上、間に合うようであれば事前に送付をさせていただきます。以上です。

【只野委員】

ありがとうございます。それでは、本日の審議会はこれで終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

了